

# 平成29年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年3月3日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成29年3月3日 午前9時宣告

開 議 平成29年3月3日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 8番 中村 卓司      10番 永田 耕朗

平成29年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年 3月 3日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更契約の締結について)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更契約の締結について)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日程第10 同意案第1号 佐川町監査委員の選任について
- 日程第11 同意案第2号 農業委員の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについて
- 日程第12 同意案第3号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第13 同意案第4号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第14 同意案第5号 佐川町農業委員の任命について

- 日程第 15 同意案第 6 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 16 同意案第 7 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 17 同意案第 8 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 18 同意案第 9 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 19 同意案第 10 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 20 同意案第 11 号 佐川町農業委員の任命について
- 日程第 21 議案第 1 号 平成 28 年度佐川町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 22 議案第 2 号 平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 23 議案第 3 号 平成 28 年度佐川町学校給食特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 24 議案第 4 号 平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予  
算 (第 1 号)
- 日程第 25 議案第 5 号 平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 26 議案第 6 号 平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 27 議案第 7 号 平成 28 年度佐川町水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 28 議案第 8 号 平成 29 年度佐川町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 9 号 平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 10 号 平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会  
計予算
- 日程第 31 議案第 11 号 平成 29 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 32 議案第 12 号 平成 29 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 13 号 平成 29 年度佐川町介護保険特別会計予算

日程第 34	議案第 1 4 号	平成 2 9 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 35	議案第 1 5 号	平成 2 9 年度佐川町水道事業特別会計予算
日程第 36	議案第 1 6 号	平成 2 9 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 37	議案第 1 7 号	さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定について
日程第 38	議案第 1 8 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 39	議案第 1 9 号	西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 40	議案第 2 0 号	さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 41	議案第 2 1 号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 42	議案第 2 2 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 43	議案第 2 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 44	議案第 2 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 45	議案第 2 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 46	議案第 2 6 号	佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 47	議案第 2 7 号	佐川町文化教育振興基金条例の制定について
日程第 48	議案第 2 8 号	佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 49	議案第 2 9 号	佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 50	議案第 3 0 号	佐川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 51	議案第 3 1 号	佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 52	議案第 3 2 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 53	議案第 3 3 号	佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 54	議案第 3 4 号	佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 55	議案第 3 5 号	佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 56	議案第 3 6 号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 57	議案第 3 7 号	町道路線の認定について
日程第 58	議案第 3 8 号	さかわ発明ラボの指定管理者の指定について
日程第 59	議案第 3 9 号	集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について
日程第 60	議案第 4 0 号	集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について
日程第 61	議案第 4 1 号	尾川地区住民センターの指定管理者の指定について
日程第 62	議案第 4 2 号	小富士集会所の指定管理者の指定について
日程第 63	議案第 4 3 号	ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について
日程第 64	議案第 4 4 号	斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第 65	議案第 4 5 号	黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定について

日程第 66	議案第 4 6 号	四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について
日程第 67	議案第 4 7 号	名教館の指定管理者の指定について
日程第 68	議案第 4 8 号	佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
日程第 69	議案第 4 9 号	佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更について





議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 29 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、8 番、中村卓司君、10 番、永田耕朗君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。3 月定例会の会期及び運営につきまして、2 月 27 日に議会運営委員会を開催し審議した結果を御報告します。

本日 3 月 3 日を開会日とし、議案の上程までとします。4 日土曜日、5 日日曜日は休会とします。6 日月曜日、7 日火曜日は一般質問を行います。8 日水曜日は予算勉強会のため休会とします。9 日木曜日にも予算勉強会及び全員協議会を開催するため休会とします。10 日は議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は、3 月 3 日から 10 日までの 8 日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 10 日までの 8 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 10 日までの 8 日間に決定をしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて報告します。

初めに、12 月 20 日、日高村佐川町学校組合議会が開催されました。提出されました議案は条例改正案等 2 件と承認案 1 件であり、

原案どおり可決されました。

1月8日、平成29年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して99名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。

記念行事として、ハナカタマサキバンドの演奏ステージがあり、新成人たちと一緒に観賞してまいりました。

1月10日、新春恒例のえびす祭りが行われ、参加いたしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなどにぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

2月10日、姉妹都市である北見市の訪問団19名が来庁され、副議長、常任委員長らとともに歓迎式典に出席いたしました。また、同日、高知市において開催されました高知市・北見市の姉妹都市提携30周年記念式典に御案内を受け、町長と出席してまいりました。

2月24日、第68回町村議会議長会定期総会が高知県自治会館で開催され、事務局長と出席しました。

定期総会では、会務報告など5件、平成29年度議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、いずれも原案どおり決定されました。

総会において、全国町村議会議長会表彰者の表彰状伝達式が行われ、本町からは私と中村議員が自治功労者表彰を受賞いたしました。また、佐川町議会が、議会懇談会継続開催等、議会活性化を着実に進めており、地域の振興発展や地域福祉の向上に貢献があったという評価をいただき町村議会表彰を受賞いたしました。大変名誉なことであり、今後も継続して活性化に努めていくことが必要であります。

引き続き高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。

この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実・強化について2項目、農林水産業・地域の活力創造について14項目、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について15項目、医療福祉施策の充実・強化について12項目、交通基盤等インフラ整備の促進について3項目を決議いたしました。また地方創生の推進に向けてと、参議院議員選挙の合区の見直しに関する特別決議も行い、高知県、県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展

開していくことを決定いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成29年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また日ごろは、町政運営全般につきまして、御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

「チームさかわ まじめに、おもしろく。」この言葉を、佐川町の目指す未来像として思いを込め、10年間かけた幸せなまちづくりを本年度スタートさせました。

佐川を愛し、佐川の未来を思い描く、私たち町民一人一人の思いや行動を結集し、私たちの町佐川をつくること。チームさかわは、そんな思いから生まれました。

せっかくやるなら、本気で。せっかくやるなら、思いっきり楽しんで。

これが、チームさかわの基本姿勢です。文教のまち佐川で長年培われてきた、どんな課題にもまっすぐ向き合う誠実な姿勢、どんなに困難でも笑顔を忘れず楽しく挑戦する姿勢。どんな困難に直面しても、この姿勢で立ち向かえば、きっと新たな道を開き、乗り越えることができます。

私が笑うと、みんなが笑い、町も笑い出します。さあ、みんなで作ろう、まじめに、おもしろい、佐川町。

今、町中のいろいろな地域で、またいろいろな分野で、チームさかわの活躍が広がっています。

観光ガイドとして、上町の歴史的な町並みを案内していただいている佐川くろがねの会、牧野富太郎博士ゆかりの牧野公園をみんなで育てる活動を牽引していただいているはなもりC-L-O-V-E、尾川地区の集落の見守りやお祭りの実行など、地域全体をしっかりと支えていただいている尾川地区活性化協議会、斗賀野小学校を支えていただき、また全国的にも注目されているあったかふれあいセンターとかのを運営していただいているとかの元気村、昨年、役場近くの町の中心部に開所した交流拠点さかわ夢まちランドを運営していただいているさかわ夢まち協議会、また、高知龍馬マラソンに

佐川町から 100 名で参加するプロジェクトを推進していただいているチーム佐川など、佐川町を元気に、幸せにしているチームさかわのメンバーがたくさんいます。

さらに来年度は、黒岩、加茂、斗賀野、それぞれの地区で、いよいよ集落活動センターの運営がスタートします。

黒岩いきいき応援隊、加茂の里づくり会が中心になって、住民の皆様が主役となり、自分が好きなこと、やりたいことを楽しみながら、みんなとつながることで、幸せなまちづくりが少しずつ広がっていくことを心から楽しみにしております。

みんながつながり、みんなが主役のまちづくりを広げるために、佐川町のコミュニティーバスとして、さかわぐるぐるバスを運行することとしており、平成 29 年度の当初予算として本定例会に提出させていただいております。本年 4 月から半年間の予定で実証運行を実施し、検証を行った上で 10 月から本格運行をスタートさせる予定となっております。

平成 26 年度から地域公共交通検討会を立ち上げ、平成 27 年、28 年度の 2 年間は地域公共交通会議を開催し、足かけ 3 年間の検討を重ねてまいりました。住民の皆様へのヒアリングや先進地域の視察、運行ルートや運行ダイヤ、運賃などさまざまな視点から検討、協議をいただきました。

特に、運行体制につきましては、町内の交通事業者の皆様をお願いをする上で、丁寧に協議を重ね、皆様に合意していただけるよう、時間をかけ慎重に進めてまいりました。

佐川町の皆様に、コミュニティーバスが走るようになってよかった、と言ってもらえるとともに、今後 10 年、20 年と継続して運営できるように、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成 29 年度一般会計当初予算案の概要につきまして、御説明させていただきます。

一般会計の予算規模は、総額 65 億 2,436 万 5 千円。対前年度比マイナスの 9 億 5,565 万 9 千円。マイナスの 12.8% の減額予算となりました。減額の主な要因は、斗賀野、黒岩、加茂地区の集落活動センター及び黒岩中央保育所の新築工事、霧生関公園（仮称）建設事業などの終了によるものであります。

国、県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、平成 28

年度より町税は1,642万5千円、寄附金は2千万円の増額を見込んでおります。

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、平成29年度の国の地方財政計画から推計し、2.5%の減少を見込み、特別交付税は、ここ数年の決算額から推計し、1億円増の3億円を見込んでおり、地方交付税全体としまして、平成28年度より4,300万円増の25億3,800万円としております。

また、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金金は、全体的に事業費が減少したため、平成28年度より2億3,658万1千円減の4億1,556万5千円としており、その結果、一般財源の総額としまして1億7,708万3千円減の45億9,826万2千円となっております。

続きまして、平成29年度の主要な事業につきまして御説明させていただきます。

まず、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に13名、観光振興に2名、農業担い手候補生に8名、さかわ発明ラボの運営に8名、プロポーザルに1名、ふるさと寄附推進に1名の計33名、1億3,780万6千円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、実証運行及び本格運行の委託料、コミュニティーバス2台の購入費用、14人乗りバス導入にかかる補助金などとして4,866万1千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして1,019万8千円を計上しております。

次に、移住促進事業につきましては、県外への情報発信、PR事業の推進、移住相談会への参加、移住推進住宅やお試し滞在施設の管理費用などとして1,524万4千円を計上しております。

次に、ものづくり推進事業につきましては、佐川町ブランド構築及び展開業務、さかわ発明ラボ企画・運營業務に必要な委託料として1,238万1千円を計上しております。

次に、木造住宅耐震化支援事業につきましては、防災意識の高まりによる申請増に対応するため、委託料、補助金として4,162万7千円を計上しております。

最後に、昨年12月定例会におきまして、永田議員から御質問がありました工事要望の積み残し事項への予算対応につきましては、住

民の要望に早急に対応するため、農道を初め、用排水路や町道の整備、維持修繕に係る工事費、地域で頑張る土木事業費の補助金、生コンなどの原材料費として、平成 28 年度より 4,750 万円増の 9,100 万円を計上しております。

以上が、平成 29 年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、総合計画及び地方創生事業について報告いたします。

本年度、第 2 回目の佐川町総合計画審議会及び佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議を 1 月 19 日に開催し、総合計画の 10 年計画に基づいた事業の進捗状況及び地方創生総合戦略による人口予想について、平成 27 年国勢調査の結果を踏まえ現状を報告いたしました。

総合計画につきましては、まちまるごと植物園を初め、キコリンジャー、発明ラボ、あったか移住プログラムなど、新たに取り組みを始めた事業があるほか、これまでの事業や取り組みをさらに推進する子育て応援団、安全安心となり組などが実施されており、住民と行政が連携し、これまで以上に自分ごととして地域づくり、まちづくりに取り組む体制が整いつつあります。

10 年計画という長いスパンの計画であり、全ての事業が、現在、実施されているわけではありませんが、しっかりと地に足をつけた取り組みにしていきたいと考えております。

地方創生事業につきましては、昨年度から進めております自伐型林業を核とした地域活性化事業を着実に実施しており、新たに創設された地方創生拠点施設整備交付金につきましても、斗賀野地区の集落活動センター事業に交付決定がされております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

加茂、黒岩地区の集落活動センターにつきましては、昨年 10 月から工事に着手し、工程どおり施工中であり、3 月末の完成に向けて順調に進んでおります。センターの運営組織につきましても、それぞれ活動が活発化しており、加茂地区におきましては、県立大学の協力のもと、開所後の活動計画や運営方法などについてワークショップを開催し、より具体的な話し合いが行われております。

黒岩地区におきましても、建設中の施設内の壁を地域住民でつく

るワークショップを開催するなど、子供から大人まで多くの住民がかかわる取り組みを実施しております。

また斗賀野地区におきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方創生拠点施設整備交付金が交付決定となり、年度内の工事着手に向けて準備を進めているところであります。

来年度には、町内4地区で集落活動センターが運営されることとなりますので、今後とも、それぞれの地域性を生かした取り組みが進んでいきますよう、地域の皆様の活動を支援してまいります。

次に、観光事業について報告いたします。

あす3月4日から、志国高知 幕末維新博が県下で開催されます。佐川町におきましても、地域会場となっております青山文庫の改修や、上町を中心とした観光客の受入体制の整備を図るため、誘導看板の設置や観光専用の駐車場整備、JR佐川駅内の旧キヨスク跡地への観光案内所の設置などとともに、周遊パンフレットやガイドの磨き上げなどソフト事業も実施いたしました。

来町されます多くの観光客の方々に、佐川町を楽しんでもらうとともに、この維新博を契機としまして、観光協会を初め地域住民の方々とともに佐川町らしい観光のあり方を確立してまいりたいと考えております。

JR西佐川駅舎の耐震改修工事も完了し、2月23日には仁淀ブルー観光協議会の開所式がとり行われました。仁淀川を核とした広域観光の拠点が町内に設置されたことにより、さらに連携を深め、仁淀川流域観光のハブとなるよう他市町村とともに広域観光の推進を図ってまいります。

1月末現在のの上町地区への入込客数につきましては、1万6,788人となっております、前年度と比較しますと、約2千人の増加となっております。今後とも、幕末維新博、仁淀川広域観光の推進など好条件を生かすとともに、佐川流のおもてなしに磨きをかけることで、観光振興につなげていきたいと考えております。

次に、ものづくり事業について報告いたします。

さかわ発明ラボでは、多くの方々にもものづくりの楽しさを体験していただくワークショップやデジタルファブリケーションの技術を習得していただく講習会を継続して開催しております。以前より報告しております、集まりたくなるベンチづくりにつきましては、現在3種類のベンチが牧野公園に設置され、あす4日には4種類目

のベンチを作成することとなっており、これから桜のシーズンには、多くの方々に牧野公園を散策していただき、利用していただければと思っております。

また、来年度から本格的に施設と設備を一般に開放するため、さかわ発明ラボの拠点を移転し、多くの方々にレーザーカッターなど最新の機器を使っていただけるよう、取り組みを進めるとともに、観光事業との連携や商品開発にも力を入れていきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、現在 22 名の隊員がそれぞれの業務において精力的に活動するとともに、スキルアップ研修や企画力アップ研修にも積極的に参加しております。11 月より募集しておりました来年度の隊員につきましては、1 月 29 日に面接試験を実施し、ものづくりに 3 名、自伐型林業の推進と実践に 4 名、新規就農を目指す農業担い手候補生に 1 名、合計 8 名の採用を決定いたしました。

現在の隊員のうち、就職や結婚による退任がそれぞれ 1 名いることから、来年度は 28 名体制でのスタートとなり、年度内に最終年となる 3 年目を迎える隊員 3 名が順次退任いたしますが、退任後は佐川町に定住し、林業を含めた仕事をしていく予定となっております。今後も隊員には、地域に溶け込み、地域の皆様と一緒にあって、各分野の事業を推進するとともに、地域の活性化に向けた取り組みを進めていくことを期待しております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

1 月より、第 2 回目の募集をしておりました移住促進住宅には、3 件の申し込みがあり、2 件の入居が決定しております。これにより、旧四電社宅の移住促進住宅 5 棟のうち、2 棟は地域おこし協力隊、3 棟は県外からの移住者が入居することとなります。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園では、みんなで育てる公園を目指し、引き続き町民の方々に楽しんでいただきながら、公園整備のボランティア作業に参加をいただいております。冬は、楽しむ花も少なく、作業をするのも寒く厳しい季節ではありますが、毎週 20 名前後の方々に参加いただき、大変ありがたく感じております。

2 月からは、牧野博士がこよなく愛したシコクバイカオウレンも



見ごろを迎えており、人気の高い早春の花とともに、さまざまなメディアにも取り上げていただき、町内外を初め、県外からも多くの方々に来園いただいております。また、昨年11月から着手しておりました公園内の道路整備につきましては、2月末に工事が完了し、新たな園内道路に生まれ変わっております。3月12日には、みんなで育てた山野草の植栽会の開催も予定しておりますので、多くの方々の御参加を心よりお待ちしております。

今後多くの方々にボランティア作業への参加をいただきながら、みんなで育てる公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

1月26日に、第3回佐川町地域公共交通会議を開催し、佐川町コミュニティバス実証運行計画について承認をいただき、本年4月から9月にかけて実証運行を実施することとなりました。

また、同会議におきまして、コミュニティバスの名称を、さかわぐるぐるバスとすることと車体デザインを決定いたしました。4月からの実証運行は、車両1台で運行することから、変則的な運行形態とはなりますが、6カ月間で11路線全てを運行することとしております。

議員の皆様にも体験乗車をしていただき、さまざまな御意見をいただければと考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、緊急避難場所耐震化整備事業について報告いたします。

緊急避難場所となる室原、市の瀬、下郷・高平、長竹、本村西の各公民館の耐震補強工事につきましては、先月、工事が完了したことにより耐震性が確保され、緊急時の避難場所として、地域の皆様が安心して御利用いただけるようになりました。これにより、昨年度から本事業の対象として耐震化を進めておりました公民館は、合計10カ所となり、耐震化率は約20%となっております。

また、事業の財源であります交付金の追加配分を受け進めております12カ所の公民館の耐震補強工事につきましては、1月末に耐震補強設計・施工監理委託業務を発注し、現在、精密診断の作業を進めているところであります。

今後、精密診断の補強計画に基づき、設計図と工事実施設計書を

作成し、耐震補強工事を発注する予定としておりますが、年度内の完成が時間的に困難な状況であることから、来年度への繰り越しを議案として提出させていただいております。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

源重・薬師堂で新たに組織が立ち上がり、黒岩地区全ての自治会で自主防災組織が設立され、町全体での1月末現在の組織率は94.5%、組織数は92となっております。

1月には、佐川地区自主防災組織連絡協議会と連携し、設立されていない自治会13のうち10名の自治会長を協議会の役員とともに個別に訪問させていただき、自主防災組織の必要性や立ち上げの方法、具体的な活動などについて説明を行いました。その結果、6名の自治会長から、次の自治会総会時に設立に向けた話し合いを行うとの前向きな返事もいただいております。

今後も引き続き、組織率100%を目標に、設立されていない自治会への働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、防災まちづくりサロンの取り組みについて報告いたします。

家庭における防災力の向上を図る防災まちづくりサロンにつきましては、2月末までに25の自主防災組織で開催し、425名の方々に参加をいただきました。3月には、6カ所で開催を予定しており、本年度の目標であった30カ所を達成いたします。

サロンでは、台風時の避難の必要性についてあらかじめ決めておくこと、地震の揺れから身を守る対策を講じておくことなど、避難行動計画シートを使用しながら、考えていただきました。この取り組みを通して、町全体に、災害から身を守ることを自分ごととして考えていただく気運が高まることを期待しており、来年度も引き続き実施してまいりますので、お住まいの地域で開催の折には、議員の皆様を初め、多くの方々の参加をよろしく願います。

次に、税務課の所管事項でございます。

昨年度に引き続き実施しております家屋全棟調査につきましては、現在までに現地調査を行い、航空写真等で確認ができなかった家屋の課税台帳との照合作業、また未評価家屋のうち、車庫、倉庫の計測作業が完了しております。来年度は、事業の最終年となりますことから、平成30年の評価がえに向け、残り全ての未評価家屋の計測作業を実施し、公平で適正な評価、課税に努めてまいります。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

来年度より発行する納付書から、従来の金融機関に加えて四国内のゆうちょ銀行を初め全国のコンビニエンスストアでも税金や料金を納めることができるようになります。曜日や時間に関係なく納付できる窓口を拡大し、住民の皆様の利便性向上を図ることにより、今後とも自主納付と納期内納付の促進に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

国民健康保険特定健診対象者の受診率の状況について報告いたします。

本年度は、受診率 45% を目標として、高北病院との連携により 9 月 10 日、12 月 4 日に新たな健診日を設けるなど、受診率向上に向けた取り組みを進めておりましたが、12 月現在の受診率は 34.38% となっており、昨年度同月に比べ、0.98% 下回る状況となっております。このため、最低でも昨年度の受診率 38.81% の達成に向けて、今月 11 日に高北病院で健診を実施することとしております。

年度末まで残りわずかとはいなりましたが、一人でも多くの被保険者の皆様に受診していただきますよう、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、黒岩中央保育所新築工事について報告いたします。

昨年 7 月より着手しておりました黒岩中央保育所新築工事につきましては、2 月末に工事が完了いたしました。順次、完成検査を実施し、3 月 25 日には関係者をお招きし、開所式をとり行うこととしております。また、同日の午前中には、真新しい園舎におきまして平成 28 年度の卒園式を行う予定となっております。

用地の確保に御尽力いただきました西村議員を初め、地権者、岬自治会、保護者会など、多くの関係者の皆様に御理解、御協力をいただき、木の香りが漂う本当にすばらしい保育所が完成いたしました。今後とも、黒岩地区の方々を初め、町民の皆様に愛される保育所となりますよう、運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症対策について報告いたします。

平成 27 年 9 月定例会におきまして松浦議員から御質問があり、導入作業を進めておりました認知症チェックサイトにつきましては、3 月より町のホームページ上で利用ができるようになりました。認知症を予防したり、症状の進行を遅らせたりするためには、本人や家族などの早めの対応が大変重要とされております。

この認知症チェックサイトは、医学的な診断ではありませんが、もしかして認知症かなと思ったときに、本人や家族などの身近な方が、いくつかの簡単な質問に回答するだけで簡易なチェックができるものとなっており、名前などの個人情報の入力は必要なく、利用も無料となっております。

同じ話を無意識のうちに繰り返す、物のしまい場所を忘れる、今しようとしていることを忘れるなど、日常生活で心当たりがあれば、誰でも気軽に利用していただきたいと考えております。このサイトの導入は、県内の自治体では初めての取り組みとなりますが、認知症サポーターの養成や、町と清和病院で編成しております認知症初期集中支援チームの活動などとあわせ、今後とも、総合的に認知症対策を進めてまいります。

次に、災害時の福祉避難所の協定について報告いたします。

災害時において、一般の避難所とは別に、特に介助や介護の必要な方の避難所として設置する福祉避難所は、現在、町立施設である健康福祉センターかわせみ、デイケアセンターさくら荘、デイサービスセンター斗賀野荘の3カ所があります。また、中央西福祉保健所管内の6市町村では、県立日高養護学校を広域福祉避難所として指定しております。

南海トラフ地震などの大規模災害に対応するためには、まだまだ福祉避難所の数を増やす必要があり、順次、社会福祉施設などの関係者と協議を進めております。その結果、2月に2つの法人と協定を結び、新たに町内の福祉避難所として社会福祉法人さくら福祉事業会が運営するさくら福祉事業所、株式会社いこいの里が運営するいこいの里たんぼぼを指定いたしました。

このほかにも、いくつかの施設と協議を進めており、引き続き福祉避難所の拡充を進めてまいります。

次に、子育て支援策について報告いたします。

子育て支援をさらに拡充するため、来年度から3つの新しい取り組みを予定しております。

1つ目は、産前産後ヘルパー制度であります。

町内在住で母子手帳の交付を受けている方で、産後6カ月までを対象として、家事や育児の援助を行います。事前予約が必要で、有料とはなりますが、つわりで大変なときや、育児を手伝ってほしいときなど、少しの援助が必要なときに利用していただきたいと考え

ております。

2つ目は、新婚生活応援事業であります。

結婚に伴って必要となります住宅の取得費用、アパートなどの家賃や引っ越し費用について、24万円を上限として助成を行うこととしております。結婚時には何かと出費が重なりますが、経済的な援助を行うことにより結婚に踏み出す若者が少しでも増えることを期待しております。

3つ目は、子育て支援専用サイトの導入であります。

町のホームページ上に、専用サイトを設け、町の子育て支援に関する情報を一括して掲載するほか、子育てに関する個別の悩みや質問にもメールで対応することとしております。

子育て世帯の目線に立ったきめ細かな情報発信や対応を心がけるとともに、子育てしやすい町を町内外にアピールしていきたいと考えております。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

1月末までの受付件数は、耐震診断 93 件、耐震設計 39 件、耐震工事 24 件となっており、昨年度 1 年間の実績と比較しますと、それぞれ 72 件、28 件、15 件と大幅に増加しております。これは、昨年発生した熊本地震や鳥取地震による被害の大きさに、防災に対する意識が高まっていることが要因として考えられます。

来年度につきましても、増加する申請に対応するための予算を確保した上で、地震に強いまちづくりを目指し、引き続き広報や啓発活動を実施するなど、住宅耐震化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、地方道路交付金事業について報告いたします。

近年、公共施設の長寿命化に向け、適切な維持修繕、更新等の重要性が高まっており、特に、住民生活に密着した橋梁やトンネルなどの道路ストックは対象構造物が多く、その老朽化対策が社会的に大きな問題となっております。

その問題に対処するため、社会資本整備総合交付金のうち、防災・安全交付金を活用し、町道の舗装を初め、のり面・擁壁等の構造物、また橋梁やトンネルなどについて、着実な道路メンテナンスを目指し取り組んでおります。

このうち、本年度の舗装修繕工事につきましては、繰越事業も含

め、上郷1号線ほか10路線において計16件を順次発注しており、住民生活の安全確保のため、早期完成を目指して工事を進めているところでもあります。

また、橋梁につきましても、道路法が改正され、全ての橋梁で5年に1回の近接目視点検が義務づけられており、点検3年目となる本年度は、業務委託分を含め135の橋梁の定期点検を順次行っているところでもあります。

町内には、町が管理している長さ2メートル以上の橋梁が355ありますが、平成30年度までにこれらの定期点検を一巡させ、その診断・判定結果に基づいた長期的な修繕計画のもとに適切な維持修繕を行い、今後とも道路利用者の安全性向上と道路インフラの長寿命化に努めてまいります。

次に、新規就農者支援の取り組みについて報告いたします。

本年度に、青年就農給付金経営開始型の事業を利用した、新たに就農された方は、1月末現在で2名となっており、それぞれピーマン、ショウガの品目で経営安定に向けて農業に取り組まれております。

また、青年就農給付金準備型の事業を利用し、現在、2名の方が農業経営に向けて研修されており、来年度には、トマト、ニラの品目で就農する予定であります。

農業の担い手として募集しております地域おこし協力隊では、来年度、新たに1名の方がトマト農家での研修を行う予定となっており、引き続き就農に向け支援をしてまいります。

次に、園芸施設関連事業について報告いたします。

高知県で推進しております環境制御技術導入につきましても、本年度、ニラ生産農家5軒の8施設において、環境測定装置や炭酸ガス発生装置などを整備しているところでもあります。これらの装置は、ハウス内の環境数値を測定し、栽培情報を共有することにより高品質化や収量増加を目指すもので、今後は、農家の所得向上につながることを期待しております。

町の基幹作物でありますニラの出荷調整作業に欠くことのできないそぐり手不足の解消のため、JAコスモスが事業実施主体となり、永野地区の共同集出荷場に、ニラのそぐり機、計量結束機等の整備を進めております。3月末には完成し、5月中旬ごろからの稼働開始予定となっており、これにより生産農家の規模拡大や収量向

上、また新たな農業者が就農しやすい環境づくりも可能となり、佐川町のニラ産地力向上につながるものと考えております。

次に、自伐型林業について報告いたします。

昨年 11 月に、虚空蔵山わんぱく広場から斗賀野峠までの山林所有者を対象として実施いたしました山林の施業管理に関する意向調査には、115 名の方から回答があり、このうち 83 名の方から、今後、町に山林管理を任してもよいと回答をいただきました。

この方々には、現在、町として進めている林業の取り組みと、今後、町が山林管理していく場合の内容について説明をさせていただきました。その結果、全員の方に同意をいただくことができ、90 ヘクタールを超える山林を集約することが可能となりました。

また、森林情報の一元管理と情報の共有化を目指し進めている森林 I C T プラットフォームのシステム構築も順調に進んでおります。このシステムには、山林の登記情報や地籍調査による境界の座標データ、さらには航空レーザー測量で把握した樹種や材積等の資源情報や、地表面の形状が判別できる地図機能も搭載されております。来年度から、林業関係者で運用を開始していきませんが、このシステムが活用されることで、林業経営や施業効率の向上に寄与できるものと確信しております。

次に、水道事業について報告いたします。

本年度の主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、配水管布設及び浄水処理施設設置工事が完了し、3 月より給水が可能となっております。水道事業経営計画につきましては、今後 20 年間の事業内容を策定し、来年度から主要な配水管の更新、配水池や水源地管理棟の診断などを行い、水道施設の耐震化や強靱化を初め経営基盤の強化などに取り組んでまいります。

次に、本年 7 月 20 日から新たな体制となります農業委員会の委員改選について報告いたします。

昨年の 12 月定例会において、新体制における委員定数について承認されたことを受け、本年 1 月 4 日から 2 月 1 日にかけて、農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 13 名の募集を行い、それぞれ 14 名、17 名の応募または推薦がありました。

副町長を委員長として、3 名の課長で構成する佐川町農業委員会委員候補者評価委員会において審査を行い、選出されました 9 名の農業委員につきましては、議会の同意を得て町長が任命することと

なっておりますので、農業委員の選任について、本定例会に同意案として提出させていただいております。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

地籍調査事業につきましては、本年度末までの現地調査の実施面積は 94.3 平方キロメートル、進捗率は 95.8%となっております。来年度は、甲、乙、永野、二ツ野、四ツ白の 5 地区で調査を予定しており、今後も引き続き、事業完了に向け着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、学校教育について報告いたします。

各小中学校におきまして、知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成に向け、平成 26 年度から本年度までの 3 年間にわたる中期的な視点に立った学校経営計画を策定し、チーム学校として組織的に取り組みを進めてまいりました。

その結果、学力面では一定の成果は見られるものの、依然として不登校の改善などの課題が残されております。今後、各校において、3 年間の取り組みの検証と総括を行い、それらを踏まえ 4 月には、来年度から 3 年間の学校経営計画の策定を予定しておりますので、学力の改善傾向を確かなものにするとともに、不登校を初めとする諸課題の改善に向けた取り組みを充実してまいりたいと考えております。

次に、学校教育における新たな取り組みについて報告いたします。

1 点目としまして、不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の改善についてであります。

小学生が中学 1 年生になったことがきっかけとなり、学習や学校生活の変化になじめず不登校やいじめが増加する、いわゆる中 1 ギャップの解消を初めとする生徒指導上の諸課題を改善するためには、小学校段階からの組織的な取り組みや小中学校の連携が大変重要であり、県教育委員会の指定事業であります、未来にかがやく子ども育成型連携事業を来年度から導入いたします。

この事業は、県内で 5 中学校区が指定され、事業期間は 2 年間、本町では、佐川中学校区が指定を受けることとなっております。

事業内容としましては、佐川中学校と佐川小学校・斗賀野小学校との連携強化や、専門家による支援体制の充実を図り、小中学校 9 年間で育てる力を明確にし、小中学校が共同して生徒指導の 3 機能



であります自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、を全ての教育活動に位置づけた取り組みを組織的に展開するものであります。

具体的には、加配教員であります推進リーダーを佐川中学校と斗賀野小学校にそれぞれ1名配置し、3小中学校合同の推進会議、研修会、授業研究会を通じて生徒指導の3機能を生かした授業づくりや児童生徒の小中間交流などを実施するとともに、児童生徒理解を推進するため、臨床心理士でありますスーパーバイザー等の指導助言のもとに小中合同支援会議や学校別支援会議を開催し、不登校や発達障害等の児童生徒への対応と支援の充実を図り、全ての児童生徒が安心して参加できる授業づくりや自分のよさを生かし、仲間を大切にしながら自分の力を伸ばしていくことのできる学校づくりを目指します。

2点目としまして、体育の授業改善による自己有用感を育む取り組みについてであります。

この取り組みにつきましては、立命館大学スポーツ健康科学部の先生方の指導、助言のもとに実施するものであります。

立命館大学では、体育の授業の集団協議において、チームのため、友だちと力を合わせてプレーすることを通じて仲間意識を醸成し、集団の中で自分が大切な存在であることを自分自身で認識する自己有用感を育むことのできる体育授業指導プログラムを策定しております。

既に、北九州市の一部の小中学校では、同大学のプログラムを活用した体育の授業が行われ、荒れた学校や学級崩壊が改善されるといった実践事例を積み上げております。

この自己有用感は、集団の中で他者から評価されることを通じて、他者への配慮や集団に対する責任感、決まりを守って行動しようとする自覚などに結びつくと言われており、先ほど報告いたしました県教委の指定事業と一体的に取り組むことで、より一層の効果が期待できるため、佐川中学校、佐川小学校、斗賀野小学校の3校において、来年度からモデル的に導入する方向で立命館大学と協議を進めております。

次に、黒岩中学校の生徒数の状況について報告いたします。

黒岩中学校の来年度の新入生は1名となる見込みであり、生徒数は本年度の21名から14名へと大幅に減少いたします。本年度の黒

岩小学校の卒業生は4名ですが、その内3名は町外への転出や他の中学校への進学が予定されております。また、来年度の黒岩小学校の卒業生は5名と見込まれておりますが、全員が黒岩中学校へ進学したとしても、平成30年度の生徒数は来年度に比べ2名減の12名となります。

ただし、卒業予定者の中には、私立中学校への進学やサッカーをするため他の中学校への進学希望もあるとお聞きしており、黒岩中学校の生徒数はさらに減少することも想定されております。黒岩中学校PTAにおいても、生徒数の減少を深刻に受けとめ、PTAとして、今後の黒岩中学校のあり方について学校評価アンケートの結果を踏まえ考えることを検討しているとお聞きしております。

一方、黒岩小学校につきましては、来年度の新入生は8名の予定であり、生徒数は本年度の34名から38名に増加し、ここ数年間は増加傾向が続くと見込まれております。

今後につきましては、教育委員会において、黒岩小中学校PTAと十分連携を図りながら、保護者、地域の意向把握や適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、学校統合につきましては、保護者や地域の理解が得られないまま進めることはない、との従来からの町の基本方針には何ら変更がないことを、改めて申し上げます。

次に、学校支援地域本部事業について報告いたします。

これまで、尾川小中学校、斗賀野小学校、黒岩小学校において、この事業を導入し、地域住民による学習支援活動や読み聞かせ、校内環境整備、学校行事への支援などを通じて、円滑な学校運営に多大な貢献をいただいております。このような取り組みの成果を踏まえ、来年度から、佐川小学校、佐川中学校、黒岩中学校においても、この事業を導入することとしており、今後、町内全ての小中学校において、地域とともに歩む学校づくりを進めてまいります。

次に、放課後児童クラブについて報告いたします。

現在、佐川小学校においてナウマンクラブとして実施しておりますが、施設が狭隘なため、受入人数が50名となっていることから、クラブへの加入を希望する児童全員を受け入れることが困難な状況にありました。このため、佐川小学校と協議を重ね、多目的教室1部屋をナウマンクラブとして使用することについて協力をいただくことになりました。これにより、受入人数は、35名増の85名とな

り、ナウマンクラブへの加入希望者全員の受け入れが可能になるものと考えております。

つきましては、受入人数の増加や開催日の弾力的な運用を行うため、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本定例会に議案として提出させていただいております。

次に、青山文庫における志国高知 幕末維新博への対応について報告いたします。

あす3月4日から開催されます志国高知 幕末維新博の地域会場であります青山文庫につきましては、老朽化対策や利便性の向上を図るため、耐震改修工事に合わせ、施設補修や自動ドア、男女別トイレの設置などを行うとともに、貴重な資料を展示するため、温度や湿度の適切な管理ができる展示ケースを整備いたしました。

青山文庫には、田中光顕元宮内大臣から寄贈された坂本龍馬や武市半平太の書状など、維新の志士たちの本物のコレクションが多数保管されております。今回の施設整備等により、展示環境が大幅に改善されましたので、幕末維新博の期間中には、これまで長い期間は展示できなかった維新の志士コレクションを一挙に公開する企画展と特別展を順次開催することとしております。

維新博は、平成31年3月31日まで開催されることとなっておりますので、今後とも、本物志向のニーズに応えるタイムリーな企画展を開催するとともに、観光協会やくろがねの会とも連携を図りながら、県内外から多くの観光客を呼び込む取り組みを進めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

懸案の医師確保につきましては、以前、当院に勤務しておりました内科医師が再び4月から就職すること、また聖マリアンナ医科大学からは、引き続き内科医師1名を4月から3カ月間の任期で派遣していただくことが決定しております。同じく懸案の薬剤師確保につきましては、2名の採用が決定し、4月から勤務することとなっております。

今後とも、医師を初め、医療スタッフの充実を図りながら、地域の皆様から信頼され愛される病院経営に努めてまいりますので、引き続き病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について報告をさせていただきました。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 5 件、議案が 49 件、同意案が 11 件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）から、日程第 9、報告第 5 号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）までを、一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

報告第 1 号、専決処分の報告につきましては、平成 28 年度佐川町民プール天井・屋根改修及び空調設置工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 12 日に専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は 182 万 9,520 円の増額で、主な増額の要因は、屋根改修工事の部材取りかえと照明器具の変更によるもので、変更後の契約金額は、7,032 万 9,600 円であります。

報告第 2 号、専決処分の報告につきましては、平成 28 年度 27 災 106/38 室原頭首工災害復旧工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 10 日に専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は 209 万 3,040 円の減額で、主な減額の要因は、工程の見直しに伴う水かえ日数の減によるもので、変更後の契約金額は 6,810 万 6,960 円であります。

報告第 3 号、専決処分の報告につきましては、農道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 26 日に専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、平成 28 年 9 月 8 日午後 3 時ごろ、佐川町乙 6640 番 3 地先において、相手方車両が農道中野線を走行中、トンネル出口付近の倒木と接触したことにより車両左側前部を破損したもので

あります。賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は5万7,069円であります。

報告第4号、専決処分の報告につきましては、町道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年1月12日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、平成28年11月13日午前10時ごろ、佐川町中組1078番地先において、相手方車両が町道斗賀野西山線を走行中、同日、佐川町消防団が実施していた消防水利の設備点検時に、消火栓のふたに塗布していたペンキを踏んだことにより車両下部及び左側側面を汚損したものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は9,850円であります。

報告第5号、専決処分の報告につきましては、町道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年2月1日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、平成29年1月6日午前9時30分ごろ、佐川町甲1250番地先において、相手方車両が町道菜園畑4号線を走行中、道路側溝を通過した際に鋼製ふたが外れ跳ね上がったことにより、車両を破損したものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は3万円であります。

以上が説明になります。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第10、同意案第1号、佐川町監査委員の選任について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意案件につきまして御説明申し上げます。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任につきましては、本年3月31日で任期の終了を迎えます上田益英氏を来期も引き続き選任し

たく、議会の同意を求めるものであります。

上田氏は、長年、県内高等学校などにおいて簿記会計、情報処理の教員として教鞭をとられた方であり、会計の専門家であります。また、議員も御承知のとおり温厚誠実で、責任感と信頼性のある人柄は、監査委員として最適な人材であります。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任について、同意することに賛成の方は、起立願います。

賛成全員。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定をいたしました。

日程第11、同意案第2号、農業委員の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについて、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第2号、農業委員の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することにつきましては、農業委員のうち、過半数を占める必要のある認定農業者等について、認定農業者に準ずる者も含めて過半数として任命できるよう、議会の同意を求めるものであります。

改正されました農業委員会法に関する法律第8条第5項により、

農業委員のうち、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされておりますが、ただし書きで、認定農業者が少ない場合はその限りではないとされております。

本年7月20日に改選される佐川町農業委員会の農業委員の定数は、昨年12月議会で承認していただきました9名ですから、過半数だと5名以上の認定農業者を任命する必要がありますが、佐川町の認定農業者数は38名と少なく、今回の募集に対しても認定農業者からの応募または推薦は、過半数の5名に届きませんでした。

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則第2条において、認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合は、認定農業者等または次に掲げる者とするについて、当該市町村議会の同意を得たときとされており、本町はこれに該当することから、施行規則で掲げられている認定農業者に準ずる者を含めて委員の過半数とすることについて、議会の同意を求めるものであります。以上です。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意案第2号、農業委員の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについて、同意することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定をいたしました。

日程第12、同意案第3号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。佐川町農業委員会委員の任命につきましても、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、7月20日から新体制となる農業委員会の委員のうち農業委員9名を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意案第3号、佐川町農業委員会委員の任命につきましても、植田正和氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。植田正和氏は、現在JAコスモス農協理事を務めており、また認定農業者であるとともに、若き青年農業士でもあることから、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第3号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

議長交代します。

（議長交代）

副議長（岡村統正君）

議長を交代しました。地方自治法第117条の規定により、藤原健祐君の退場を求めます。

（藤原健祐君退場）



日程第 13、同意案第 4 号、佐川町農業委員の任命について、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第 4 号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、藤原健祐氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

藤原健祐氏は、現農業委員であるとともに高知県農業共済組合理事も務めており、高知県農業共済組合から、地域の農業に精通しており農地等の利用の最適化推進の職務を適切に行うことができる人である、と推薦を受けていることから、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

副議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 4 号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 4 号は、同意することに決定しました。

藤原健祐君の入場を求めます。

（藤原健祐君入場）

議長を交代いたします。

（議長交代）

議長（藤原健祐君）

議長を交代しました。

日程第 14、同意案第 5 号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。

同意案第 5 号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、田村公史氏を任命したく、議会の同意を求めます。

田村公史氏は、認定農業者であるとともに指導農業者でもあり、斗賀野地区営農協議会から、地域の優秀な専業農家でありリーダーであるとの推薦を受けていることから農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 5 号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 5 号は、同意することに決定をいたしました。

日程第 15、同意案第 6 号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第 6 号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、氏原延氏を任命したく議会の同意を求めます。

氏原延氏は、現農業委員であるとともに、農村女性リーダーとしても活躍しており、斗賀野地区営農協議会から、地域の優秀な専業農家でありリーダーであると推薦を受けていることから、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第6号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第6号は、同意することに決定いたしました。

日程第16、同意案第7号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第7号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、森田有紀氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

森田有紀氏はNPO法人とかの元気村の副代表であり、あったかふれあいセンターではコーディネーターを務めるなど、地域の福祉事業に積極的に取り組む活動をされております。農業委員会等に関する法律第8条第6項において、農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、森田氏におかれましては、農業以外の立場にあり、利害関係を有しない委員として適任

者であります。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第7号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を願います。

賛成全員。

したがって、同意案第7号は、同意することに決定をいたしました。

日程第17、同意案第8号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第8号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、佐藤良一氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

佐藤良一氏は、現農業委員であり、以前にはコスモス農協理事を2期務められるとともに、現在は、西ハザコ集落協定組織の副代表を務めるなど、地域の農業振興に寄与されていることから、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第8号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第8号は、同意することに決定をいたしました。

日程第18、同意案第9号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第9号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、武石悦雄氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

武石悦雄氏は、現農業委員であるとともに、前農業委員会会長を務められた経歴もあり、また認定農業者であることから、農業に対するの識見があり、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第 9 号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 9 号は、同意することに決定いたしました。

日程第 19、同意案第 10 号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第 10 号、佐川町農業委員会委員の任命につきましても、横畠悦子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

横畠悦子氏は、農村女性リーダーとして日ごろから地域で活動されており、高知県農村女性リーダー高吾地区佐川部会から、地域の優秀な専業農家であり、リーダーであるとの推薦を受けていることから、農業委員として適任者であります。何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第 10 号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 10 号は、同意することに決定をいたしました。

た。

日程第 20、同意案第 11 号、佐川町農業委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。同意案第 11 号、佐川町農業委員会委員の任命につきましては、北添正男氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

北添正男氏は、現農業委員会の会長であるとともに、高知県農業会議常設審議員を務めるなど、農業に対しての識見があり、農業委員として適任者であります。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 11 号、佐川町農業委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員

したがって、同意案第 11 号は、同意することに決定をいたしました。

ここで、45 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 21、議案第 1 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 69、議案第 49 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更について、まで、以上 49 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第 1 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 1,348 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 73 億 3,068 万 4 千円とするものであります。

議案第 2 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1,601 万 5 千円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,986 万 6 千円とするものであります。

議案第 3 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 945 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 4,718 万 7 千円とするものであります。

議案第 4 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 155 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2,786 万 8 千円とするものであります。

議案第 5 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 789 万 9 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,946 万 7 千円とするものであります。

議案第 6 号、平成 28 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 70 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,545 万 6 千円とするものであります。

議案第 7 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 8,922 万円、支出 1 億 7,060 万 2 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 7,987 万 5 千円、支出 2 億 1,480 万 7 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 8 号、平成 29 年度佐川町一般会計予算につきましては、総



額を歳入歳出それぞれ 65 億 2,436 万 5 千円とするものであります。

議案第 9 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,906 万 1 千円とするものであります。

議案第 10 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 131 万円とするものであります。

議案第 11 号、平成 29 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 6,177 万 5 千円とするものであります。

議案第 12 号、平成 29 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2,538 万 2 千円とするものであります。

議案第 13 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,401 万 7 千円とするものであります。

議案第 14 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,566 万 8 千円とするものであります。

議案第 15 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,870 万 7 千円、支出 1 億 7,661 万 4 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 5,746 万 4 千円、支出 1 億 2,524 万 3 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、平成 29 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 18 億 230 万円、支出 17 億 7,980 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 3,272 万 6 千円、支出 2 億 2,296 万 5 千円と定めるものであります。

議案第 17 号、さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定につきましては、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図るために設置するさかわぐるぐるバスを本年 4 月から 9 月の間に実施する実証運行について、必要な事項を定めるものであります。

議案第 18 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、黒岩及び加茂地区に新設する集落活動

センターを供用開始するに当たり、施設の設置及び管理に関し、必要な規定を定めるものであります。

これにより、集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例は、廃止することとなります。

議案第 19 号、西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、四国旅客鉄道株式会社から譲渡され、耐震及び改修工事を実施した JR 西佐川駅舎を供用開始するに当たり、施設の設置及び管理に関し、必要な規定を定めるものであります。

議案第 20 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、さかわ発明ラボの活動を一般公開し、日常的に地域住民が利用可能な施設として供用開始するに当たり、設置及び管理に関し必要な規定を定めるものであります。

議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、専門的な知識経験が必要とされる場合及び一定期間内に業務が終了することが見込まれる場合等に、任期を定めた職員の採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な規定を定めるものであります。

議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与制度の総合的見直しに準拠し、本町職員の給料表等の改定を行うものであります。

議案第 23 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の改正に伴い、本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 25 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては

は、番号法の改正に伴い、市町村の独自利用においても情報ネットワークシステムを利用した情報の取り扱いができる規定が定められたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、番号法の改正に伴い、個人番号を利用する際の記録等を管理・保管する規定が新たに追加されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第 27 号、佐川町文化教育振興基金条例の制定につきましては、地方自治法第 241 条第 8 項に基づき、現行の複数の教育や文化・スポーツの振興に関する基金を統合し、町民福祉の向上に資する経費に充てるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 28 号、佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、困難案件の最終的な整理、処分に向けて、債権放棄の追加と字句等の修正や補足を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成 28 年 11 月 28 日に公布されたことに伴い、条例等の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、黒岩中央保育所の新築移転に伴う保育所の位置の変更と、一時保育事業の実施によるものであります。

議案第 31 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 33 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

以上の 3 議案につきましては、介護保険制度改正に伴い、厚生労働省令による各事業の人員等の基準が改正されたことに伴い、条例

の一部を改正するものであります。

議案第 34 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきましては、来年度から佐川小学校で実施する児童クラブを増設することに伴い条例の一部を改正し、また実施日及び時間についての記述を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 35 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、来年度から尾川簡易水道事業及び黒岩簡易水道事業を佐川上水道事業に統合することに伴う関係条例の整備を行うものであります。

議案第 36 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、病院事業管理者の給料月額を国の医療職給料表改正に合わせ、1,200 円の増額をするものであります。

議案第 37 号、町道路線の認定につきましては、町道中本町 7 号線、町道柳瀬 16 号線、町道三野 21 号線の 3 路線において、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、さかわ発明ラボの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人イシュープラスデザインを指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、みんなが福祉のまちづくり委員会黒岩地区部会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、加茂の里づくり会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、山田自治会

を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの  
あります。

議案第 42 号、小富士集会所の指定管理者の指定につきましては、  
佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規  
則第 2 条に基づく公募によらない選定により、荷稻自治会・青去自  
治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるも  
のであります。

議案第 43 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定につ  
きましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関す  
る条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、西山組  
自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求める  
ものであります。

議案第 44 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定につきまし  
ては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、斗賀野老人ク  
ラブを指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるも  
のであります。

議案第 45 号、黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定につきまして  
は、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施  
行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、黒岩長寿会を指  
定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであり  
ます。

議案第 46 号、四ツ白太刀踊り保存伝承館の指定管理者の指定につ  
きましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関す  
る条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、四ツ白  
自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求める  
ものであります。

議案第 47 号、名教館の指定管理者の指定につきましては、佐川町  
公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2  
条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協  
会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの  
であります。

議案第 48 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましては、  
佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規  
則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ

観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 49 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更につきましては、本年 4 月 1 日から日高村佐川町学校組合学校給食調理等業務を受託することに伴い、委託に関する規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 1 号、平成 28 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の 6 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費です。説明につきましては、款、項を省略しまして事業名で順に説明をさせていただきます。

まず霧生関防災拠点（仮称）整備事業につきましては、土高計画高の見直しに不測の日数を要したことにより、整備工事の工事延長が必要となったため 1 億 7,427 万 4 千円の繰り越しとなっております。

J R 斗賀野駅舎改修事業につきましては、J R 四国との協議に不測の日数を要したことにより 611 万 4 千円の繰り越しとなっております。

移住促進事業につきましては、移住者用借り上げ住宅について、所有者との協議、調整に不測の日数を要したことにより 1 千万円の繰り越しとなっております。

地域づくり事業につきましては、斗賀野地区集落活動センターの新築工事にかかる地域住民との協議に不測の日数を要したことにより 1 億 3,400 万円の繰り越しとなっております。

ものづくり推進事業につきましては、発明ラボの移転に伴う移転先施設の所有者との協議に不測の日数を要したことにより 372 万 6 千円の繰り越しとなっております。

通知カード個人番号カード関連事務委任にかかる負担金につきましては、マイナンバーカードの発行状況に基づく交付決定額について、総務省からの繰越指示により 104 万 3 千円の繰り越しとなっ

ております。

臨時福祉給付金につきましては、平成 28 年度の臨時福祉給付金経済対策分を平成 29 年度の初めに行うため、6,337 万 8 千円の繰り越しとなっております。

産地パワーアップ事業につきましては、事業着手から竣工まで約 10 カ月かかることから、平成 29 年度の事業完了となるため 443 万 1 千円の繰り越しとなっております。

園芸振興負担金事業につきましては、整備をしますニラ選別調整機器の製造に不測の日数を要したことにより 3,905 万 4 千円の繰り越しとなっております。

基盤整備事業につきましては、国への追加要望が採択され実施するものですが、採択後における工期の必要期間が確保できず、年度内執行が困難なため 3,685 万 4 千円の繰り越しとなっております。

山地災害防止事業につきましては、入札の不調により事業の必要日数の確保が困難となったため 285 万円の繰り越しとなっております。

歴史まちづくり整備事業につきましては、歴史的風致建造物であります司牡丹酒造場煙突の耐震工法の選定及び所有者との費用負担の協議に不測の日数を要したことにより 133 万 4 千円の繰り越しとなっております。

道路橋梁新設改良事業につきましては、県工事負担金の対象となります県工事が繰り越しとなったため、100 万 6 千円の繰り越しとなっております。

地方道路交付金事業につきましては、地元住民との協議に不測の日数を要したことにより 4,505 万 8 千円の繰り越しとなっております。

木造住宅耐震化支援事業につきましては、熊本地震などの影響により急増した当該事業への申請について、補正予算での対応を行いました。申請時期が年度末となり年度内の完成が見込めなくなったことにより 1,600 万円の繰り越しとなっております。

緊急避難場所耐震化整備事業につきましては、国への追加要望が採択され実施するものですが、採択後における工期の必要期間が確保できず、年度内執行が困難なため 2,940 万円の繰り越しとなっております。

遊学館改修事業につきましては、耐震補強工事に不測の日数を要

したことにより 306 万円の繰り越しとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、地元住民との協議に不測の日数を要したことにより 1,090 万 5 千円の繰り越しとなっております。

がけくずれ住家防災対策事業につきましては、追加工事の発生により年度内完了が困難となったため 1,405 万円の繰り越しとなっております。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県工事負担金の対象となります県工事が繰り越しとなったため 272 万円の繰り越しとなっております。

続きまして 7 ページ、隣の 7 ページをごらんください。

第 3 表の地方債補正です。

起債の目的欄にあります 3 つの事業につきまして、今回、事業費の確定によりまして限度額の変更を行うものです。黒岩中央保育所新築事業におきましては 1,290 万円。急傾斜地崩壊対策事業は 1,300 万円。災害復旧事業は 2,190 万円。それぞれ減額をするものでございます。

続きまして、事項別明細書の 24 ページ、25 ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。今回の補正は、年度末を控えておりますので、歳入歳出とも不用額の精査を行いましたことによりまして、主に減額補正となっております。比較的額の多めのものについて説明をさせていただきます。なお、人件費につきましては省略をさせていただきます。

2 段目の表、2 款、1 項、1 目、13 節の説明欄、地域公共交通実証運行関係委託料の△の 170 万円及び 18 節の説明欄、備品購入費の△の 236 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。備品購入費のほうは、実証運行用のコミュニティーバスの購入費の確定によるものでございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。表の下のほうになります。4 目 25 節の説明欄。ふるさと納税寄附金基金積立金の 1,234 万 1 千円は、本年度中にふるさと納税をしていただいた寄附金について基金に積み立てるものでございます。一番下の欄の 5 目 13 節の説明欄。電算機器保守管理委託料の△の 251 万 8 千円は、番号制度システム改修委託業務及びコンビニ収納対応委託業務などの入札



減により減額補正をするものです。

32 ページ、33 ページをお開きください。

2 つ目の表です。2 款、3 項、1 目、19 節の説明欄。通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る負担金の 179 万 4 千円は、個人番号カードの交付事務の委託料として増額補正をするものです。

34、35 ページをお開きください。

ページの一番下にあります 3 款、1 項、1 目、13 節の説明欄。地域生活支援事業委託料の△の 353 万 4 千円は、不用額の精査による減額補正となっております。

36、37 ページをお開きください。

表の中ほどです。19 節の説明欄。佐川町住宅等改造事業支援補助金の△の 299 万 8 千円は、不用額の精査等による減額補正となっております。その下の行の臨時福祉給付金の△の 1,500 万 9 千円は、支給額の確定による減額補正となっております。次の欄の 20 節の説明欄。福祉医療費の△の 1 千万円及び障害福祉サービスの△の 749 万 7 千円は、不用額の精査等による減額補正となっております。次の 23 節の説明欄。障害者自立支援給付費国庫・県費負担金償還金の 357 万 7 千円は、平成 22 年の当該国庫県費負担金に対する返還金として増額補正をするものです。

38 ページ、39 ページをお開きください。

表の上のほうになります。3 款、1 項、2 目、19 節の説明欄。後期高齢者医療療養給付費負担金の△の 1,784 万 1 千円は、広域連合への負担金の確定による減額補正となっております。表の中ほどです。5 目、13 節の説明欄。老人施設入所委託料の△の 312 万円は、決算見込みによる減額補正となっております。2 つ下の欄です。20 節の説明欄。更生医療の 300 万円は、支出見込み額の増による増額補正でございます。下から 2 つ目の欄になります。8 目、28 節の説明欄。介護保険特別会計操出金の△314 万 7 千円は、決算見込みに伴う不用額の精査等による減額補正となっております。

42 ページ、43 ページをお開きください。

表の上のほうにあります 3 款、3 項、1 目、20 節の説明欄。ひとり親家庭医療費の△の 240 万円、乳幼児・児童医療費の△の 350 万円、未熟児養育医療扶助費の△の 156 万 7 千円は、ともに利用者の減による減額補正となっております。表の中ほどです。2 目 13 節の説明欄。私立保育所運営費の△の 300 万円及び広域入所分保育所運

営費の△の 1,500 万円は、利用する園児数が当初見込みより少なかったことによる減額補正となっております。次の 15 節の説明欄。保育所本体工事の△の 2,564 万円は、工事費の確定による減額補正となっております。次の 19 節の説明欄。乳児保育促進事業補助金の△の 196 万 3 千円、障害児保育事業補助金の△の 419 万 7 千円、延長保育促進事業補助金の△の 172 万円は、不用額の精査等による減額補正となっております。次の 20 節の説明欄。児童手当の△の 1,298 万円は、手当の支給要件を満たす児童数の減少による減額補正となっております。次の 22 節の説明欄。電柱移転補償費の△の 215 万 9 千円は、黒岩保育所の移転に係ります電柱移転補償額の確定による減額補正となっております。

44、45 ページをお開きください。

表の中ほどです。3 款、3 項、3 目、15 節の説明欄。黒岩中央保育所新築に伴う移設等工事の△の 338 万 1 千円は、工事費の確定による減額補正となっております。次の 18 節の説明欄、備品購入費の△の 155 万円は、黒岩中央保育所新築に関する備品購入費が確定したことによる減額補正となっております。

46 ページ、47 ページをお開きください。

2 つ目の表の中ほどになります。4 款、1 項、2 目、13 節の説明欄。予防接種委託料の△の 900 万円は、全体的な接種者数の減少により減額補正を行うものです。

48、49 ページをお開きください。

表の下のほうになります。5 目、28 節の説明欄。国保特別会計操出金の△の 1,943 万 5 千円は、決算見込みに伴う不用額の精査等による減額補正となっております。

50、51 ページをお開きください。

上の表の 4 款、2 項、2 目、19 節の説明欄、合併処理浄化槽設置補助金の△の 588 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

52、53 ページをお開きください。

表の中ほどです。5 款、1 項、4 目、19 節の説明欄。佐川町園芸団地整備特別対策事業費補助金の△の 230 万 2 千円は、決算見込みに伴う不用額の精査等による減額補正となっております。

54、55 ページをお開きください。

一番上の欄です。11 目、28 節の説明欄。農業集落排水会計操出

金の△の 155 万円は、決算見込みに伴う不用額の精査等による減額補正となっております。一番下の欄になります。6 款、1 項、1 目、13 節の説明欄。町観光業務及び町 P R 業務委託料の△の 160 万円は、不用額の精査による減額補正となっております。

56、57 ページをお開きください。

上の表の 15 節の説明欄。歴史まちづくり整備工事の△の 1 千万円は、工事費の確定による減額補正となっております。次の表の下のほうになります。7 款、1 項、3 目、15 節の説明欄。町道改良等工事の△の 1,968 万 7 千円は、地元住民との協議不調により用地借り上げのめどが立たなくなったため、年度内完成が見込めなくなったことによる不用額の減額です。

58 ページ、59 ページをお開きください。

上の表です。7 款、4 項、1 目、19 節の説明欄。耐震改修費補助費の 336 万 6 千円は、補助見込み件数の増加による増額補正でございます。

60、61 ページをお開きください。

8 款、1 項、4 目、11 節の説明欄。消耗品費の△の 609 万 2 千円は、防災行政無線の戸別受信機の配布要望が当初見込みに達しなかったことによる減額補正となっております。

70、71 ページをお開きください。

表の上のほうになります。9 款、4 項、2 目、15 節の説明欄。文化センター耐震補強工事の△の 765 万 3 千円は、工事費の確定による減額補正となっております。

72 ページ、73 ページをお開きください。

一番上の欄になります。7 目、15 節の説明欄。青山文庫改修工事の△の 1,026 万円は、改修工事費用や展示ケースの購入費の入札減などによる減額補正となっております。

74、75 ページをお開きください。

2 段目の表の下のほうになります。9 款、5 項、1 目、15 節の説明欄。町民プール・サウナ改修工事の△の 1,260 万円は、町民プール改修工事の費用の減による減額補正となっております。

76、77 ページをお開きください。

2 目、15 節の説明欄。給食センター増改築工事費の△の 197 万 9 千円は、工事費の確定による減額補正となっております。下の表です。10 款、1 項、1 目、15 節及び 2 目、15 節の説明欄。災害復旧工

事の△の2,880万7千円及び△の300万円は、工事費の確定により不用額の減額補正をするものです。

78ページ、79ページをお開きください。

10款、2項、1目、15節の説明欄。災害復旧工事の△の2,554万円は、公共土木施設災害復旧工事の見込み減による不用額の精査です。下の欄の2目、19節の説明欄。急傾斜地崩壊対策事業負担金の△の150万円は、県工事負担金の見込み減による不用額の精査です。

続きまして、12ページ、13ページ。戻っていただきまして、12ページ、13ページをお開きください。歳入でございます。

1款町税につきましては、1項町民税から4項の町たばこ税について、本年度の課税額をもとにしました収納見込み額となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金から7款の自動車取得税交付金までにつきましては、交付見込み額が通知されたことによる補正となっております。

次に14ページ、15ページをお開きください。

3つ目の表の11款、2項、3目、2節の説明欄。給食センター増築費負担金の△の823万2千円は、学校組合の給食受け入れに係る給食センター改修等費用に対する学校組合負担金の減による減額補正となっております。2つ下の表の13款、1項、1目、1節の説明欄。保育施設給付費の△の765万円、その下の行の児童手当の△の871万6千円は、ともに歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。続いて2節の説明欄。障害者自立支援給付費負担金の△の374万9千円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。

次の表の13款、2項、1目、1節の説明欄。臨時福祉給付金事業費補助金の△の1,838万円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。

16ページ、17ページをお開きください。

4目、1節の説明欄。住宅耐震化支援事業補助金の202万2千円は、木造住宅耐震化補助事業への申し込み件数の増加により増額補正をするものです。続いて2節の説明欄。地方道路交付金の△の1,279万6千円は、予定をしておりました工事量の減少によりまして減額補正をするものです。2つ下の欄の6目、1節の説明欄。現年災害復旧費補助金の△の1,703万5千円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものでございます。次の欄の7目、1節の説明欄。街

なみ環境整備事業補助金の△の 500 万円は、これも歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。

一番下の表の 14 款、1 項、1 目、1 節の説明欄。保育所施設給付費の△の 382 万 5 千円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。次の児童手当の△の 213 万 1 千円は、手当の支給要件を満たす児童数の減少による減額補正となっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

14 款、2 項、1 目、1 節の説明欄。中山間地域生活支援総合補助金の△の 270 万 6 千円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。次の行の国土調査事業費補助金の△の 750 万円は、これも歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。次の欄の 2 目、1 節の説明欄。重度心身障害者医療費助成事業補助金の△の 502 万円は、歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。下のほうになります。4 目、1 節の説明欄、日本型直接支払制度補助金の△の 275 万 9 千円、同じく 2 節の説明欄、林業振興補助金の△の 567 万円は、ともに歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。一番下の欄の 6 目、4 節の説明欄。高知県歴史観光資源等強化事業費補助金の△の 689 万円は、これも歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。

20 ページ、21 ページをお開きください。

一番上の 7 目、1 節の説明欄。現年災害補助金の△の 1,875 万円。これも歳出の精査に伴う見込み額の減額によるものです。同じく 8 目、1 節の説明欄。高知県地域防災対策総合補助金の△の 429 万 5 千円は、避難所に配備してますパーティションが本年度から補助対象外となったこと、及び不用額の精査による減額補正となっております。

下から 2 つ目の表の 15 款、2 項、2 目、1 節の説明欄。不動産売払収入の 939 万 3 千円は、かいな小富士団地の一画が、一区画が販売できたことによるものでございます。

次の表の 16 款、1 項、4 目、1 節の説明欄。ふるさと寄附金の 1 千万円は、ふるさと寄附金の見込み額の増による増額補正となっております。

22、23 ページをお開きください。

17 款、1 項、2 目、1 節その他基金繰入金の△の 2 億 5,006 万 2 千円は、年度末の不用額精査により不用となった基金の繰入金につ

いて減額補正をするものです。

中の表の 19 款、3 項、2 目、3 節の説明欄。高知縣市町村振興協会交付金の 1,185 万 4 千円は、グリーンジャンボ宝くじなどからの交付金となっております。

一番下の表の 20 款、1 項、3 目、1 節の説明欄。現年災害の△の 1,190 万円、2 節の説明欄、現年災害の△の 1 千万円、公共事業等債の△の 1,300 万円は、災害復旧事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業費の減による減額補正となっております。また 10 目、1 節の説明欄。施設整備事業債の△の 1,290 万円は、黒岩保育所新築事業の事業費確定による減額補正となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは議案第 2 号、平成 28 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

上から 4 段目の表になります。2 款、1 項、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、12 月補正時の見込みを上回る支出となってきたことによりまして、1,500 万の増額補正をするものです。その下の段の表の 2 項、1 目一般被保険者高額療養費につきましても、同様に、12 月補正時の見込みを上回る支出となってきたことによりまして、1,549 万 5 千円の増額補正をするものです。

14 ページ、15 ページをお開きください。

上から 4 段目の表になります。7 款、1 項、1 目の高額療養費共同事業拠出金及び 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、国保連合会へ支出するものですけれど、この分につきましては、本年度の拠出額につきまして決定額が通知されたことによりまして減額補正をするものです。高額療養費共同事業拠出金につきましては、1,181 万 7 千円の減額。保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、2,652 万円の減額補正をするものとなっております。

歳出につきまして、今説明をさせていただいた以外の減額につきましても、不用見込み額の減額補正をするものとなっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

上から2段目の表になります。3款、1項、1目療養給付費負担金につきましては、変更申請の額によりまして3,773万8千円の増額補正をするものです。その下の2目高額医療費共同事業負担金につきましては、これも交付決定申請額によりまして295万3千円の減額補正をするものです。

2段下の表の6款、1項、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほどの国費と同様に、交付申請額によりまして295万3千円の減額補正をするものです。その下の段の表の2項、1目、1節1号交付金は、現在の決定通知額によりまして、617万5千円の減額補正。2節の2号交付金は、その見込み額のうち歳入歳出の保険財政共同安定化事業の収支差から交付されることを見込んでおりました額を減額するものとなっております。本年度は歳入の交付金が歳出の拠出金より多くなる見込みのため、交付はない見込みでありまして、3,392万1千円の減額補正をするものです。

一番下の段の表の7款、1項、1目共同事業交付金につきましては、国保連合会からの決定通知によりまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、合わせて3,670万円の増額補正をするものです。

10ページ、11ページをお開きください。

一番上の段の表になります。9款、1項、1目一般会計繰入金につきましては、2節の職員給与費、3節助産費、5節事務費繰入金につきましては、歳出の不用見込み額の減額によりまして減額補正をするものです。4節の財政安定化支援事業繰入金は、本年度の決定額により、これは減額するものです。6節の地方単独事業波及増分は、対象となる医療費見込みの減により減額補正をするものです。7節のその他一般会計繰入金は、国保会計の今回の全体的な歳入の増と歳出の減に伴いまして、繰入金の一部を減額補正するものです。合わせまして一般会計繰入金を1,943万5千円の減額補正をするものです。その下の段の表になります。2項、1目国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、全体的な歳入の増と歳出の減に伴いまして、繰入金の全部を減額補正するものとなっております。今、説明させていただきました以外の歳入の増減額につきましては現在の収納状況などにより増額補正や減額補正をするものとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育次長（吉野広昭君）

議案第 3 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明をさせていただきます。

まず歳出につきまして御説明いたします。

予算書の 10 ページ、11 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、11 節の需要費につきまして、これは昨年実施しました給食センター増築工事に伴います給食停止期間中の賄い材料費 945 万円を減額するものです。

続きまして歳入について御説明いたします。

予算書 8 ページ、9 ページをごらんください。

1 款、1 項、1 目、1 節の保護者負担金ですが、先ほど御説明しました歳出で減額となりました賄い材料費 945 万円について、保護者の方からの負担金について同額を減額するものです。これらによりまして歳入歳出 945 万円それぞれ減額し、歳入歳出の総額 4,718 万 7 千円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 4 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出ですけども、1 目、11 節、4 万 2 千円の減額は、不用額を減額するものであります。その下、2 目の 13 節維持管理費で 150 万 8 千円の減額補正をさせていただいております。内容は、表右端の説明欄に記載しておりますが、処理施設等維持管理委託料及び最適整備構想策定委託料それぞれで発生しました設計額と見積額の差額、入札減となった額を減額補正するものです。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入です。歳出で減額となった金額につきまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは、議案第 5 号、平成 28 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、御説明いたします。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。



ます。

歳出になりますけれども、これの下の表の2款保険給付費それから次のページの12ページ、13ページの、この2款につきましては、それぞれの項目の予算の過不足の組み替えということで計上をしております。それから同じく12ページ、13ページの一番下でございますが、介護用品券の支給で226万9千円の不用額として減額をしております。

続きまして次のページ、14ページ、15ページですが、中ほど上段の認知症初期集中支援チーム業務委託料として45万5千円の減額ですけれども、これは当初予定しておいた稼働数に達しなかったということで減額をしております。それから次の表の訪問型・通所型・生活支援サービス負担金55万7千円につきましても、決算見込による不用額となっております。そのほか、それぞれの項目、減額しているものにつきましても決算見込による不用額の精査となっております。

歳入につきましては、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思いますけれども、それぞれ歳出に対応して財源等の減額を行っているものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

町民課長（麻田正志君）

それでは議案第6号、平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

一番下の段の表になります。2款、1項、1日後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定しましたことによりまして46万3千円の減額補正をするものとなっております。その他につきましては、不用見込み額を減額補正するものとなっております。

続きまして歳入のほうになります。

8ページ、9ページをお開きください。

3款、1項、2目事務費繰入金につきましては、歳出の一般管理費、徴収費の不用見込み額の減額に伴いまして24万4千円を減額補正するものです。その下の3目保険基盤安定繰入金につきましては、歳出と同様に、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定したこと

によりまして、46万3千円の減額補正をするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第7号、平成28年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の3ページをごらんください。

3ページは、資本的収入及び支出について記載しております。下の表の資本的支出について見ていただきますと、左から3列目の目で、1拡張工事とありますけども、ここで3,375万6千円を減額させていただいております。内容につきましては、今年度、中野・二ツ野地区で配水管の布設工事を行い、また黒岩で紫外線処理装置の設置工事を行いました。そこで合わせて3千万円程度の入札減がっております。また、中野・二ツ野地区の工事につきましては、想定よりも順調に進んだことで、工事日数が減となりまして、それに伴い交通誘導員の配置実績も減ったことなどによる減額などもありまして、合わせて3,375万6千円の減額補正をさせていただいております。

その下、目の2番、改良工事では、432万円を減額補正させていただいております。当初は、耐用年数を過ぎました新室原の取水ポンプを取りかえる予定でございました。しかし、その尾川水源地のポンプ施設が故障したために、急遽尾川のポンプを取りかえることとなりました。新室原のポンプは点検の結果、まだ使用できる状態であると確認しまして、来年度以降に取りかえることにしております。そこで、予定しておりました新室原取水ポンプの取りかえの工事費518万4千円から実施しました尾川取水ポンプの取りかえ工事費86万4千円を差し引きました432万円につきまして減額補正をさせていただくものです。これらを主な要因としまして、資本的支出を総額3,897万6千円減額補正をさせていただいております。

上の表の資本的収入の表を見ていただきますと、先ほど説明しました建設工事費などの減額に伴いまして、歳入部分を減額補正をしております。総額3,941万1千円を減額補正をさせていただいております。

2ページをお開きいただきますと、収益的収入及び支出の表となっております。

上の表の水道事業収益の表を説明します。

先ほどの資本的支出が減額となったことで、目の2番、他会計、一般会計からの補助金が83万3千円減額となっております。また、仮払い消費税が減額となります。仮払い消費税が減額された分について還付金がなくなるために消費税還付金を364万7千円減額補正し、総額448万円の減額補正をさせていただいております。

下の表の水道事業費用の減額につきましては、委託料や修繕費の入札減による不用額を減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

総務課長（横山覚君）

議案第8号、平成29年度佐川町一般会計予算から、議案第16号、平成29年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会におきまして各担当課長から説明をさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきます。よろしくお願いたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

私からは、議案第17号から第20号まで御説明をさせていただきます。

まず、議案第17号、さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

佐川町では、平成26年度から、佐川町地域公共交通検討会及び佐川町地域公共交通会議を設置し、住民ニーズ調査等を実施し、佐川町の地域公共交通について調査検討及び計画の策定を行ってまいりました。このたび、佐川町地域公共交通会議におきまして、本年4月から9月の間実施するさかわぐるぐるバス実証運行計画の合意を得たため、さかわぐるぐるバス実証運行に関する必要な事項を定める本条例の制定を行うものでございます。

条例の内容につきましては、第1条では本条例の趣旨を、第2条では運行路線について、ぐるぐるバスの11路線を定め、運行区間、停留所、運行時刻、運行回数その他の運行内容につきましては、規則で定めることとしております。第3条では運行管理及び業務委託について、第4条では利用者の遵守義務を、第5条では乗車の制限等について、第6条では使用料について別表に定めており、町の中心部を循環する中心部ぐるぐる線につきましては、1回の乗車につき100円。また四ツ白線を含む10路線につきましては、1回の乗車につき200円と定めております。第7条では使用料の減免について、第8条では使用料の不還付について、第9条では損害賠償の内容を、

また第 10 条では委任について、この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定めるとしております。附則としまして、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、備考には料金また料金の適用方法について定めております。

次に、議案第 18 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、御説明させていただきます。

本条例は、黒岩地区及び加茂地区に新築する集落活動センターの供用開始にするに当たり、施設の設置及び管理に関して条例の制定を行うものでございます。本条例で対象となる施設は、集落活動センターくろいわ、佐川町黒原 905 番地 1 と集落活動センター加茂の里、佐川町加茂 621 番地 1 と尾川地区集落活動センターたいこ岩、佐川町本郷耕 372 番地の 3 施設でございます。

本条例の概要につきましては、第 1 条では本条例の趣旨を、第 2 条では集落活動センターの設置及び管理の目的を、第 3 条ではセンターの名称及び位置を、第 4 条では実施事業について、第 5 条では指定管理者による管理について、第 6 条では指定管理者が行う業務について、第 7 条では指定管理者の管理期間について、第 8 条では休館日及び利用時間について、第 9 条では利用の許可、第 10 条では利用の制限、第 11 条では損害賠償、第 12 条では利用権の譲渡等の禁止、第 13 条では利用料金の納入、第 14 条では利用料金の收受、第 15 条では利用料金の減免、第 16 条では利用料金の不還付、第 17 条では委任について定めております。附則としまして、施行の期日、準備行為、集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の廃止、また集落活動センターたいこ岩設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置について定めております。

次に、議案第 19 号、西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明させていただきます。

本条例は、本年度、四国旅客鉄道株式会社より譲渡され、耐震及び改修を実施した J R 西佐川駅舎を供用開始するに当たり、施設の設置及び管理に関して条例の制定を行うものでございます。

本条例で対象となる施設は、西佐川駅舎、佐川町乙 2060 番地 2 でございます。

本条例の概要につきましては、第 1 条では条例の目的を、第 2 条では施設の設置について、第 3 条では施設の位置及び名称を、第 4 条では施設の管理について、第 5 条では施設の使用の許可について、

第6条では使用の制限、第7条では損害賠償、第8条では権利の譲渡等の禁止、第9条では使用料について、別表に定めております。また第10条では委任について定めております。附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行すると定めております。

次に、議案第20号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

本条例は、さかわ発明ラボの活動を一般公開し、日常的に地域住民が利用可能な施設にすることを目的としまして供用を開始するに当たり、施設の設置及び管理に関して条例の制定を定めるものでございます。

本条例で対象となる施設は、さかわ発明ラボ、佐川町甲2436番地でございます。

条例の概要につきましては、第1条では本条例の趣旨、第2条ではさかわ発明ラボの設置目的、第3条では施設の名称及び位置、第4条では実施事業、第5条では指定管理による管理、第6条では指定管理者が行う業務、第7条では指定管理者の管理期間、第8条では休館日及び利用時間、第9条では利用の許可、第10条では利用の制限、第11条では利用料金の納付、第12条では利用料金の收受、第13条では利用料金の不還付、第14条では委任について定めております。附則としまして、施行の期日としましては、規則で定めた日から施行と。2つ目としまして準備行為としましては、必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる、と定めております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第21号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、から、議案第27号の佐川町文化教育振興基金条例の制定について、まで、御説明いたします。

まず、議案第21号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、専門的な知識、経験が必要とされる場合及び一定期間内に業務が終了することが見込まれる場合等に任期を定めた職員の採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について、必要な規定を定めるものです。

制定の理由といたしましては、高度化、専門化する行政課題に対応するため地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法

律に基づきまして、知識、経験等を有する人材を、期間を限って採用することができる制度を導入するためのものがございます。

本文を見ていただきますと、1条には趣旨、2条には選考により任期を定めて職員採用するための条件についての規定を設置しております。第3条には、一定の期間に業務が終了する場合などにおいて任期を定めて採用することを規定しております。第4条では短時間勤務職員の任期を定めて採用することについて規定をしております。第5条では任期期間の特例について、第6条では任期期間の更新について、第7条では給与に関する特例規定、第8条では給与条例の適用除外などについて規定をしております。

次に、議案第22号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与制度の総合的見直しに準拠いたしまして、本町職員の給料表等の改定を行うもので、現行の給料表を国家公務員行政職給料表と同様に改めるとともに、期末勤勉手当や扶養手当についても国家公務員に準じ見直しを行うものです。

国におきましては、平成26年の人事院勧告によりまして、地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるとともに、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直しなど、給与制度の総合的見直しを平成27年4月から実施をしております。また国からは、国家公務員給与に介在する課題は、多くの地方公共団体においても共通であること、また地方公務員の給与制度は国家公務員の給与制度を基本とすべきであるとする地方公務員法の給与決定原則に基づいて検討されるべきであることなどから、地方公共団体は、国の見直しを十分踏まえて給与制度の見直しに取り組むことが必要であるとされております。

このような中、総務省の取りまとめによりまして、平成28年の1月1日時点での全国の地方公共団体の95%が国に準じた見直しを実施した、または実施することが明らかとなり、県からは県下市町村においても直ちに見直しを実施する必要があると判断をされまして、見直しをしてない市町村に対しては、強い指導が行われているところがございます。こうしたことから本町においても、平成29年度から給料表を国準拠に改め、総合見直しを実施することとするものがございます。

資料につきましては、新旧対照表において扶養手当等給料表の改

正前後をお示しさせていただいております。よろしく申し上げます。

次に、議案第 23 号、及び議案第 24 号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、働きながら育児や介護がしやすい環境にするため、法の改正に係る条例において所要の改正を行うものでございます。

議案の第 23 号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正の内容としまして、職員が家族の病気で介護を必要とする場合において、その状態ごとに 3 回を超えず、かつ通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間内において必要があると認められる期間に取得できることに伴う所要の改正、また職員が介護のため勤務しないことが認められる場合、連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で介護時間休暇の制度を新たに設ける規定が追加となっております。

議案第 24 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正内容としましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に伴う所要の改正で、介護時間休暇の制度を新たに設けられたことに伴いまして、部分休業の承認は介護時間休暇として承認された時間を減じて行う規定を追加するものでございます。

次に、議案第 25 号です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いわゆる番号法では市町村が独自に条例を定めることにより、その市町村が独自に行っております税や社会保障などに関する住民サービスに係る行政事務においても番号を利用することができることと定められていますが、このたび番号法の改正によりまして市町村の独自利用においても情報ネットワークシステムを利用した情報の取り扱いができる規定が定められたため、この改正に対応するため条例の一部を改正するものです。

法の第 19 条第 1 項には、条文が第 14 号までであったところ、情報ネットワークを利用して特定個人情報の提供を行うことができるという規定が第 8 号として追加されたことによりまして、後ろの号

数が1号ずつずれることになったところです。資料の新旧対照を参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、議案第26号、佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年の12月議会におきまして承認をいただきました番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で規定されている行政事務においても、その事務を取り扱う者が情報ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供ができるという規定が、このたび番号法の第19条第8号で追加規定されたところですが、これに合わせまして、これらの事務においては、取り扱う特定個人情報及びその特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを使用して関係機関とやりとりを行った情報提供記録の履歴などを適切に管理、保管する内容の規定が、番号法の第26条として追加となったところです。

このため、改正案にありますように、条例におきましても、情報提供ネットワークシステムの利用に係る記録、履歴などの適切な管理、保管について関係する条例について所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第27号、佐川町文化教育振興基金条例の制定につきましては、町の教育や文化、スポーツの振興に関する基金につきまして、現在、個人の名前を冠しておりました個人名の入った9つの基金がございますけれども、利息については9つを合わせましても7万円弱ほどでございます。また、基金本体の額も事業の財源にするには少額なことから、活用しづらいという面、また個人から寄附をいただき個人の名前を冠している基金については、なかなか取り崩しづらいというところもあったところです。

こうしたことから、このたび基金の弾力的、効果的な活用の観点から、新たに佐川町文化教育振興基金条例を制定いたしまして、既存基金のうち設置目的の類似しました基金を整理統合するものでございます。

昨年3月議会に議決いただきました福祉基金条例の統合と同じような取り扱いをするものでございます。

議案の本文を見ていただきたいと思います。

1条には、このたびの佐川町文化教育振興基金の設置目的を規定しまして、以降各条には基金の取り扱いについて必要な規定を定めております。そして7条には、どのような事業に基金を充てるか、



について規定しております、1号として、町民の文化活動の推進を図るための事業、2号として、町立学校における教育振興の推進を図るための事業、3号としまして、町民の社会教育活動の推進を図るための事業、4号としまして、町民のスポーツ普及・振興の推進を図るための事業、5号としまして、前各号に掲げるもののほか、地域における文化活動及び教育の振興を図るための事業としております。

また附則には、条例廃止の箇所に、このたび整理統合しました各個人の名前を冠しました基金条例を掲げ、お名前を残すようにしております。よろしく願いをいたします。以上でございます

収納管理課長（西森恵子君）

それでは私から、議案第28号、佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、困難案件の最終的な整理処分に向けて債権放棄の追加と字句等の修正や補足を行うため、一部改正するものでございます。

参考資料で説明させていただきますので、参考資料 議案第28号関係をごらんください。

新旧対照表の傍線の部分が変更部分でございます。まず第6条第2項中「督促100円を徴収しなければならない」を「徴収することができる」に。そして同項ただし書きを削る。これは上位法であります地方税法や地方自治法に沿って修正するものであります。

次に、第11条中、第14条と第15条に改める。これはずれによる修正でございます。

2ページの、同条第3号中、訴訟手続の次に（非訟事件の手続を含む）を追加する。これは、督促異議申立により訴訟手続となるのですが、それまでの間、債務名義はとっているが裁判に至っていないもの、例えば仮執行宣言付支払督促でも行政執行を申し立てることができるものでございます。

次に4ページをお開きください。

第17条第1項債権放棄に、第10号から第12号の3号を加えるものであります。

第10号、債務名義のある非強制徴収公債権及び私債権について、強制執行の対象となる財産が判明しないとき。

非強制徴収公債権、佐川町でいうと、農集。私債権は給食、住宅、

水道、病院と、これらは税金等の公債権と違って、同意なく財産調査や法的措置はできませんので、裁判所で債務名義を取り行うのですが、それでも強制執行の対象となる財産が判明しないとき。

11号は、滞納処分と強制執行の競合が見込まれるとき、又は強制執行に優先する担保権等が設定されている場合、強制執行による債権金額への配当の見込みがないと認められる。

第12号、強制執行の措置をとるにあたり、裁判所で訴訟等の手続費用又は取立てに要する費用が、債権金額を上回ることが認められるとき。

以上3号を債権放棄へ追加するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

税務課長（田村秀明君）

私のほうから、議案第29号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布されたこと等に伴う改正でございます。参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料（議案第29号関係）をごらんください。

参考資料の1ページ目は改正の概要となっております。主な改正内容は、消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に再延長されたことに伴うものです。

左側の番号1番、改正の概要欄のほうを見ていただきたいです。個人住民税における住宅ローン控除の延長となっております。2番は、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長です。平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得したもののうち、燃費の性能に応じて軽減の延長があるものです。3番は、軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する時期が、消費税率引き上げの時期が変更になったことによる整備でございます。4番は、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う施行期日の変更となっております。5番は、4番の法人税割の税率引き下げの時期が変更になったことに伴う規定の整備となっております。6番は、2番に関連して軽自動車税のグリーン化特例経過の1年延長に係る経過措置を新設するものでございます。7番は、3番に関連

しまして軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う適用年度の変更となっております。

次の2ページから20ページまでは、新旧対照表となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後0時19分

再開 午後0時20分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長（横山覚君）

議案の訂正をさせていただきます。先ほど説明がございました議案の第29号でございますが、議案書のほうが29条と、字が条になっておりました。大変申しわけございません。訂正させていただきます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私のほうからは、議案第30号から33号までの補足説明をさせていただきます。

まず議案第30号、佐川町立保育所設置条例の一部を改正する条例につきましても、参考資料の新旧対照表をつけておりますので、こちらもごらんいただきたいと思います。改正点が2つありまして、1つ目は、第2条におきまして黒岩中央保育所の新築移転に伴います所在地を、佐川町黒原2242番地1に変更すること。そして2つ目は、第3条及び第14条におきまして、いわゆる1号認定の子供さんを特例的に保育所で受け入れる特別利用保育というものを、平成29年度から町立保育所で実施することに伴いまして、その認定時間を超える受け入れを行う場合に必要の一時預かり事業というものを実施するために、各条文を加えるものでございます。

続きまして、議案第31号、そして32号、33号につきましても、厚生労働省、介護保険制度改正に伴います厚生労働省令の改正によりましての一部改正でございます。

まず、議案第31号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、これにつきまして、申しわけございませんが、新旧対照表をつけておりませんので、議案本文をごらんいただきたいと思ひます。

主な内容につきましては、地域包括支援センターが運営しております指定介護予防支援事業所、これの運営に係る基準を変更するものでございます。

第 32 条のうち、第 12 号及び第 13 号におきまして、従前の規定では介護予防訪問介護計画書と規定しておりましたものを、介護予防訪問看護計画書に名称を改めるものでございます。

続きまして議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも本文を見ていただきたいと思ひます。

1 枚目の下のほうに、第 3 章の 2、目次ですけれども、あると思ひますが、これは登録定員が 19 人未満のデイサービス事業につきましては、これまで県の指定でございましたが、市町村の指定に変更されたことから、これに対応する規定を第 3 章の 2 地域密着型通所介護として新たに加えて、またそれに伴いまして既存の関連条文におきましても文言等の改正を行ったものであります。

追加いたします具体的な第 3 章の 2 の内容につきましては、2 枚目以降に条文を採用しております。

続きまして、議案第 33 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、これにつきましても議案本文を見ていただきたいと思ひますが、3 枚目の裏をごらんいただきたいと思ひます。ページ数がふっておりますので申しわけないですが。3 枚目の裏をごらんいただきますと、一番下に第 39 条というものがございすが、これは地域との連携等をうたった条文があります。この第 1 項におきまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進委員会を設置して、おおむね 6 月に 1 回以上、活動報告や評価などを受ける機会を設けなければならないというような規定が盛り込まれております。それが主な改正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは私から、議案第 34 号について御説明させていただきます。お手元に配付しております参考資料を御参照ください。

本議案につきましては、現在、佐川小学校で実施しております放課後児童育成事業ナウマンクラブを本年 4 月より 1 カ所増設することに伴い、児童クラブの名称及び設置場所と実施日及び時間について改正をするものです。

第 2 条、第 2 項、児童クラブの名称、設置場所につきまして、現在ナウマンクラブとしております名称を、ナウマンクラブ（第 1）（第 2）に改め、それぞれの設置場所について定めております。

なお設置場所につきましては、別棟ではありますけれども、それぞれ佐川小学校内の敷地内のため同一の番地であります乙 2166 番地としております。

第 3 条見出しの（設置期間及び時間）を（実施日及び時間）と改め、これまで 4 月 8 日から翌年の 3 月 31 日の間で年末年始など児童クラブを設置しない期間を定めておりましたものを、通年のうちで設置しない期間を定めるよう改正いたします。

また、第 3 条第 2 項のただし書きで、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでないとしていたものを、新たに第 3 項として、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる、と改正することとしております。

なお、本条例は、本年 4 月 1 日から施行することとしております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 35 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

簡易水道は、事業規模が小さいことから一般的に経営基盤が脆弱であるために、住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じて事業の統合化、広域化を推進し、財務の流通基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくことが課題となっております。

このような状況を踏まえまして、厚生労働省では、平成 19 年 6 月に簡易水道に対する支援制度を維持しながら、簡易水道の統合をより一層促進をするために、国庫補助制度の改正を行っております。主な改正の内容としましては、事業経営者が同一であって会計が同一、または一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水

道に関する事業は国庫補助の対象とはされないことになりまして、簡易水道統合整備計画を策定し、厚生労働省が承認した場合、国庫補助対象の事業と認めるというものでございます。

平成 29 年度以降は、原則、簡易水道事業の国庫補助制度はないということでございます。この改正を受けまして佐川町では、簡易水道事業統合計画書を作成しまして平成 29 年 3 月までに黒岩簡水水道事業と尾川簡水水道事業を、佐川上水道事業に統合することとしまして、平成 21 年 10 月に厚生労働省に提出して承認を受けております。

なお、この統合につきましては、経営を上水道事業会計に一元化をするものでありまして、管路で施設を接続するものではございません。

この計画に従いまして、平成 29 年 4 月 1 日から黒岩簡水水道事業と尾川簡水水道事業を佐川水道事業に統合することによる関係条例の整備をするために、佐川水道事業の設置等に関する条例の全部改正案を提出をするものでございます。改正案につきましては、議案のほうに記載をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

議案第 36 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。これは、国の医療職給料表の改正にあわせて第 2 条にございます管理者が医師である場合の給料月額、こちらのように入増額を改正するものでございます。また、あわせまして、条文中に規則とあるものを企業管理規程に改正するものでございます。

さらに裏面でございますように、第 10 条第 4 項では、佐川町職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員、これを、佐川町病院事業に属する企業職員、というふうに改正させていただき、現行の、この場合において読みかえるものとする、というところを削除する改正でございます。

附則、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは私のほうから、議案第 37 号、町道路線の認定について、

説明をさせていただきます。

今回、3路線について提出をさせていただいております。参考資料をお配りしております。A3サイズの3枚つづりの参考資料でございます。

まずは町道中本町線7号線から説明をさせていただきます。

お配りをしております参考資料の1枚目、着色をしている部分につきましても、町道中本町7号線として路線を認定をしたい部分であります。この道路を含めまして両側の住宅地、これはもともと町営住宅として開発をされたものですが、昭和56年3月に、住宅部分のみ払い下げを行い、道路敷地は佐川町名義で残っております。現況は、起点側で町道中本町3号線と、終点側で町道中本町4号線とつながっております、両町道を結ぶ道路となっております。土地の名義も佐川町となっておりますことから、町道として認定をするものでございます。

続きまして2枚目、町道柳瀬16号線について説明をさせていただきます。

図面の中央付近、L字形に着色されておりますのが町道柳瀬16号線として路線認定をしたい部分であります。この道路は、都市計画法による開発許可を得た開発区域内の開発道路です。道路敷地については帰属されておまして佐川町名義になっております。そのことから町道として認定をするものでございます。

次に3枚目。町道三野21号線について説明をさせていただきます。図面中央部に着色されておりますのが町道三野21号線として路線認定をしたい部分です。この道路は、建築基準法第42号1項5号に規定をする位置指定道路となっております。事前協議によりまして、有限会社高知住宅センターより寄附申請を受けておまして、平成29年2月1日に所有権移転登記が完了しましたので町道として認定をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

私から、議案第38号、39号、40号について御説明をさせていただきます。

議案第38号、さかわ発明ラボの指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行

規則第2条に基づく公募によらない選定理由によりまして、特定非営利活動法人イシュープラスデザインを指定管理者とするものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第39号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定につきまして説明をさせていただきます。

佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定理由によって、みんなで福祉のまちづくり委員会黒岩地区部会を指定管理者とするものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第40号、集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定理由によって、加茂の里づくり会を指定管理者とするものでございます。なお、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私からは、議案第41号、42号を御説明させていただきます。

議案第41号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております山田自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとしております。

次に、議案第42号、小富士集会所の指定管理者の指定につきましては、これも同じく佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定によりまして、従前、指定管理者になっていただいております荷稻自治会及び青去自治会を指定管理者に指定するものでございます。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとしております。

よろしくお願いいたします。



健康福祉課長（岡崎省治君）

議案第 43 号から 45 号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 43 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定につきましては、5 年間の指定期間の満了によるものでございまして、地元の自治会であり、またこれまでの指定管理の実績から、引き続き西山組自治会に平成 29 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者として指定するものでございます。

続きまして、議案第 44 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定につきましても、5 年間の指定期間の満了によるものでございまして、施設の使用目的やこれまでの管理の実績から、引き続き斗賀野老人クラブに平成 29 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者としてお願いをするものでございます。

続きまして、議案第 45 号、黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定につきまして、これも 5 年間の指定期間の満了によるものでございまして、施設の使用目的やこれまでの管理の実績から、引き続き黒岩長寿会に平成 29 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者として指定するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

教育次長（吉野広昭君）

私のほうから、議案第 46 号から第 48 号まで御説明させていただきます。

議案第 46 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

本議案は、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定につきまして、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者をお願いしております四ツ白自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。指定の期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとなっております。

議案第 47 号、名教館の指定管理者の指定につきましても、同じく佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、従前からの指定管理者であります一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。こちらは、指定の

期間が平成 29 年 4 月 1 日から、平成 32 年 3 月 31 日までの 3 カ年としております。

議案第 48 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましても同様に、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、従前の指定管理者であります一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私からは、議案第 49 号の説明をさせていただきます。

議案第 49 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更につきましては、本年 4 月 1 日から日高村佐川町学校組合学校給食調理等業務を受託することに伴い、委託に関する規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料をごらんください。変更の内容ですけれども、まず第 3 条におきまして、給食調理業務に要する経費の見積書について、学校組合長のみを送付することにしておりましたが、日高村長にも送付することとしたこと。第 4 条では、給食調理業務の予算につきましては、一般会計だけでなく佐川町学校給食特別会計予算にも計上することになるため、佐川町学校給食特別会計予算を追加すること。それから 7 条におきましては、条例等の改正通知があった場合の公表については、学校組合長及び日高村長の両長が公表する規定となっていたところを学校組合長が公表するとしたことなどとなっております。

よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、議案第 1 号から議案第 49 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

次の開会を、6 日の午前 9 時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 0 時 43 分